

# 登山活動の特質を踏まえた安全策について（案）

R2. 2. 17 県教育委員会事務局

## 1 概要

登山活動の特殊性を可能な限り排除する方策として、これまでの方針を改め、県立学校の教育活動における登山の実施に当たっては、原則、登山アドバイザーを帯同させるものとする。

なお、学校教育活動における山岳部活動のあり方については、登山活動の特質（特殊性）等を十分に踏まえながら、引き続き、本検討委員会において議論していくこととする。

## 2 登山アドバイザーの試行的帯同の実施状況及び分析評価（詳細は別紙）

### (1) 実施状況

- ・期間：令和元年6月～令和元年12月
- ・件数：県内8件（帯同数全9件のうち）／ 県外6件（帯同数全13件のうち）

### (2) 分析評価

登山計画作成のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）において登山アドバイザーの帯同を推奨している山行ルート以外の登山であっても、顧問経験年数の少ない者を中心に、登山アドバイザーからの助言等により現場での適切な判断や対処ができ、より安全な登山の実施に向けた効果が認められた。

## 3 対応案

### (1) 基本的な考え方

- ・他の部活動とは異なり、自然環境下で行う活動であることを踏まえ、生徒の指導に当たっては、高度で専門性の高い知識や技量とリスク管理をもって臨む必要があり、また、そうした体制を整えやすい仕組みが必要であること。
- ・本県の現状として、顧問自身もまた県教育委員会としても、顧問の資質・技量向上に鋭意努力しているところだが、その習得は全体として途上であることに鑑み、顧問のみによる登山の実施は避け、リスクを極力抑えることが重要であること。
- ・高校生が安全に登山を実施する上で、登山活動の特殊性を可能な限り排除する方策として、登山アドバイザーを積極的に活用することが最善の策であること。

### (2) 登山アドバイザー帯同に関する方針の変更

**[現 行]** 山行ルートや引率者の力量、参加生徒等の人数に応じ、県内外を問わず、登山アドバイザーを帯同させるものとする。

また、登山アドバイザーの帯同の有無を考慮する上で目安とするため、登山アドバイザーの帯同を推奨する山行ルートについて県教育委員会が別に定める。



**[変更案]** 県内外を問わず、原則として、全ての登山において登山アドバイザーを帯同させるものとする。

ただし、例外的取扱として、低山で著しい危険がない等の理由により、登山アドバイザーの不帯同を登山計画審査会が認める山行ルートについては、登山アドバイザーが帯同しなくとも実施を認めることとする。なお、この場合、当該山行ルートについては、県教育委員会があらかじめ明示することとする。

※登山アドバイザーの原則帯同により、次の点が効果として期待できる。

- 経験の浅い顧問の技量補完と複眼的な安全確保策
- 顧問の行動に対するチェック的効果
- 顧問単独による引率時の安全配慮に欠けた指揮監督等の抑止効果等

### (3) 実施に向けた課題

#### 登山アドバイザーとして帯同可能な人材の確保

- ・特に県内で実施する登山に帯同する登山アドバイザーの確保が重要  
→山岳関係団体の協力を得られるかが鍵

### (4) 実施に向けたスケジュール

県立学校における登山の取扱指針であるガイドラインに、登山アドバイザーの原則帯同について定め、令和2年度4月以降において実施される全ての登山に適用することとする。

- ・令和2年2月17日 対応案の検討（本日）
- ・ 〃 2月21日 第6回登山計画審査会（ガイドラインへの反映の検討）
- ・ 〃 3月中旬 ガイドラインの改訂（決定）
- ・ 〃 4月 改訂ガイドラインの施行（登山アドバイザーの原則帯同実施）

## 4 登山のあり方についての更なる検討について

### (1) 現状下における対応

第1回検討委員会において指摘等のあった学校教育活動下の登山活動の主要な特殊性については、上記の対応案（登山アドバイザーの全数帯同）によりその多くを排除することができると考えられる。

当該対応案をもって、現状下においては、高校生の安全を確保しながら、登山を実施していく（登山活動の教育的効果を高校生に享受させる）ものとする。

### (2) 中長期的展望（今後も継続的に行うべき検討内容）

上記(1)に留まることなく、第1回検討委員会において意見等のあった現在の学校部活動とは異なる形態の山岳活動のあり方についても、運動部活動のあり方等に関する全国的な動向等を踏まえながら、引き続き本検討委員会において検討を行うこととする。

## 5 その他の安全策（主な取組）

### (1) ガイドラインの改訂

県立学校における登山の取扱指針をはじめ、登山計画の作成の際の種々の注意点や一連の手續等を体系的にまとめたガイドラインを平成30年12月に策定して以降、これまでのところ各学校は当該ガイドラインに基づき登山を事故なく安全に実施してきている。

顧問はもとより、各学校が生徒の安全の確保に対する意識と自覚を高めるとともに、更なる安全体制の充実を図るため、今年度に入りガイドラインの一部見直しの検討を進めており、年度末の改訂を予定している。

[主な見直し項目（登山アドバイザー関連以外）]

- |  |   |  |
|--|---|--|
| ・夏山登山での残雪及び雪渓の通過の取扱い                     | } | 基準の明確化による山行の許容範囲の<br>明確化と顧問による適切な判断の促進 |
| ・サブ行動時間の取扱いの明確化                          |   |  |
| ・登山の実施結果の公表についての明文化・・・公表による各校の安全確保の意識向上等 |   |  |

### (2) 顧問の資質向上のための講習会の開催等

今後、全ての登山において登山アドバイザーが帯同することになるとしても、生徒の引率者として従事するのは顧問であり、生徒の安全を高める上では、顧問の技量向上は可能な限り求めていくことが重要であることから、働き方改革の趣旨も踏まえながら、引き続き、講習会等を開催していくこととする。

○令和元年度（実績）

- ・講習会等の開催（4回／実施予定を含む）
- ・県外研修会派遣等（3回）

○令和2年度（予定）

- ・講習会等の開催（3回）
- ・県外研修会派遣等（5回）